



■「営業秘密」の保護

日本でいう「営業秘密」に近い概念として、メキシコでは連邦産業財産保護法(Ley Federal de Protección a la Propiedad Industrial)に規定される「Secreto Industrial」(以下、「営業秘密」)が挙げられます。営業秘密は、特許や商標といった産業財産権のように、登録制度ではなく、秘密保持契約書を締結するなどして企業自身でその保護を図らなければなりません。

同法には、営業秘密は、「その法的管理を行使する人が秘密に保つ産業または商業用途のすべての情報であって、経済活動の遂行において第三者に対して競争的または経済的優位性をもち、機密性を維持し、アクセスを制限するのに十分な手段またはシステムを適用されている情報」と定義されています。すなわち、情報が営業秘密として保護されるには、次の条件を満たす場合となります。

- i) 商業的価値があること、
- ii) 機密性が維持されていること
- iii) 情報に対し機密に保つための合理的措置が施されていること

例えば、競合他社に対して経済的優位性を持つ技術情報がある場合、限られた数の人々だけがその情報を知っていること、そしてそれを知っている人々がその情報が機密情報であること認識していること、さらに、そのような情報へのアクセスを制限する措置が取られていることが必要となります。

また、情報の保有管理者は営業秘密の使用を第三者に許可することができ、この場合は、使用を許可された第三者は、その営業秘密を開示してはならない義務を負います。技術提供などの契約書において守秘義務条項を設けることも可能であり、そのような契約書には当事者が当該情報を機密であると確認する条項を設ける必要があります。このほか、雇用や業務委託等の関係において、あるいは職務に関連し、企業の情報を知り得る者は、秘密である旨を通知された情報については、その保有管理者等の同意を得ずに開示してはならないと規定されています。

従って、営業秘密を機密として保護するためには、機密であることの明示や各種契約書内への秘密保持条項の設定、秘密保持契約書の締結、職場においては、これらに加え社内規則の整備や教育の実施といった措置が必要と考えられます。

さらに、同法には、営業秘密に関し漏洩が生じた場合の制裁も規定されており、営業秘密を不正に取得し、または、営業秘密の使用について、管理保有者の同意がないことを知りながら使用する場合は、メキシコ産業財産庁(Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial)が違反と判断した場合は、最大 UMA(Unidad de Medida y Actualización:2022年度は日額 96.22 ペソ)の 250,000 倍の制裁金、最大 90 日間の施設の一時閉鎖や恒久的閉鎖といった行政罰が課されます。

これに加え、次の事項は犯罪となり、利害関係者がメキシコ産業財産庁に対し申立てることにより起訴されます。犯罪が確定した場合は、2年から6年の懲役、UMAの1,000倍から300,000倍の罰金が科されることとなります。

- i) 業務上知り得た営業秘密に関し、自身あるいは第三者のために経済的利益を得る目的または営業秘密の保有者に対し損害を与える目的で、保有管理者等の同意を得ずに、営業秘密を第三者に開示すること
- ii) 営業秘密を、自身または第三者の経済的利益を得る目的または保有管理者等に損害を与える目的で、その保有管理者等の同意なしに、あるいは無権限に取得すること
- iii) 業務上知り得た営業秘密に関し、経済的利益を得る目的または保有管理者等に損害を与える目的で、その保有管理者等の同意なしにこれを使用すること
- iv) 自身または第三者の経済的利益を得る目的または損害を与える目的で、保有管理者等の同意を得ずに、営業秘密を取得、流用、使用または不適切に開示すること

そのほか、民事的措置、すなわち損害賠償請求も可能です。この場合、情報漏洩を行った本人のほか、企業秘密を取得する目的で、その秘密を保有する他者の従業員もしくは元従業員、当該他者にサービスを提供する、または過去に提供したことのあるコンサルタント等を雇用または業務を委託する者は、法的責任を負うと規定され

ていることから、企業秘密を取得する目的で雇用等を行った者に対しても損害の賠償を請求できる可能性があります。

雇用関係においては、労働者による情報漏洩が生じた場合、連邦労働法(Ley Federal del Trabajo)に基づき、処遇を検討できます。労働者は、技術的秘密や営業上の秘密、製造に直接的または間接的に関与する場合のその製品の秘密情報、その他業務の遂行上知りえる情報について、その開示が会社に損害を与える可能性がある場合、その情報を機密に保持する義務を負うとされており、労働者が企業秘密や守秘義務を負う情報について漏洩した場合には、使用者は責任を負うことなく、当該労働者を解雇することが可能となります。

■ 2022年6月の主な法律・規則等の改正・制定情報

公示日	施行日	法令・規則	
6月2日	6月3日	Reglamento de la Ley de Adquisiciones, Arrendamientos y Servicios del Sector Público.	改正
6月2日	6月3日	Reglamento de la Ley de Obras Públicas y Servicios Relacionados con las Mismas.	改正
6月6日	6月7日	Cuarta Resolución General por la que se determina el monto del valor total de los activos a que hace referencia el artículo 9o. de la Ley de Inversión Extranjera.	制定
6月7日	*1	Ley de los Impuestos Generales de Importación y de Exportación.	制定
6月9日	6月10日	Resolución Miscelánea Fiscal para 2022 y sus anexos 1-A, 9, 15 y 23	改正
6月29日	6月30日	Decreto por el que se modifica la Tarifa de la Ley de los Impuestos Generales de Importación y de Exportación	改正

*1 本公示から180日以内にSAT(Servicio de Administración Tributaria)が本新法に適した規則を定めてから10営業日後

■ ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、社内規定類の見直し、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。

その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

- ・法律顧問契約を解約した、顧問先がない
- ・法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

	TNY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V. (TNY 国際法律事務所)	
	Address Hegel 153, 901, Col. Polanco V Sección, Miguel Hidalgo, C.P.11560, Ciudad de México, México.	Contact  (+52) 55-5255-0236/55-2589-4478  info@tnygroup.biz  https://www.tny-mexico.com